

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市年輪荘の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市年輪荘条例
条 項		第 5 条・第 6 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>年輪荘条例第 3 条第 1 項第 2 号（老人福祉法第 1 1 条第 1 項第 1 号の措置を必要とする者のほか、市長が入所させ、養護することを必要と認める者）に規定する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホームへの入所を制限することができる。</p> <p>(1) 入所者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 団体生活に著しく支障があると認めたとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、入所が不相当と認めたとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 30 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することが困難である。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		